

●香川県警察本部告示第5号

香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部を改正する規程

香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成12年香川県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																										
<p>(証紙をはり付ける関係書類)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務 の 区 分</th> <th style="text-align: center;">関 係 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「警察手数料条例」という。）に規定する手数料に係る事務 (1)～(9) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく事務</td> <td>申請書の写し又は届出書の写し</td> </tr> <tr> <td><u>(11) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく事務</u></td> <td><u>届出書の写し又は申請書の写し</u></td> </tr> <tr> <td><u>(12) 遺失届出証明・盗難届出証明事務</u></td> <td>申請書の写し</td> </tr> <tr> <td><u>(13) 犯罪経歴証明事務</u></td> <td>申請書の写し</td> </tr> </tbody> </table> <p>(取扱所属長及び所管課長)</p> <p>第3条 略</p>	事 務 の 区 分	関 係 書 類	1 略	略	2 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「警察手数料条例」という。）に規定する手数料に係る事務 (1)～(9) 略	略	(10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく事務	申請書の写し又は届出書の写し	<u>(11) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく事務</u>	<u>届出書の写し又は申請書の写し</u>	<u>(12) 遺失届出証明・盗難届出証明事務</u>	申請書の写し	<u>(13) 犯罪経歴証明事務</u>	申請書の写し	<p>(証紙をはり付ける関係書類)</p> <p>第2条 証紙をはり付ける関係書類（県規則第15条の関係書類をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務 の 区 分</th> <th style="text-align: center;">関 係 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「警察手数料条例」という。）に規定する手数料に係る事務 (1)～(9) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく事務</td> <td>申請書の写し又は届出書の写し</td> </tr> <tr> <td><u>(11) 遺失届出証明・盗難届出証明事務</u></td> <td>申請書の写し</td> </tr> <tr> <td><u>(12) 犯罪経歴証明事務</u></td> <td>申請書の写し</td> </tr> </tbody> </table> <p>(取扱所属長及び所管課長)</p> <p>第3条 県規則第16条に規定する使用料又は手数料に係る事務を所掌する課等の長（以下「取扱所属長」という。）及び県規則第17条第1項に規定する使用料又は手数料の収入予算を計上している課等の長（以下「所管課長」という。）は、次の表の左欄に掲げる手数料等徴収事務の区分に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。</p>	事 務 の 区 分	関 係 書 類	1 略	略	2 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「警察手数料条例」という。）に規定する手数料に係る事務 (1)～(9) 略	略	(10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく事務	申請書の写し又は届出書の写し	<u>(11) 遺失届出証明・盗難届出証明事務</u>	申請書の写し	<u>(12) 犯罪経歴証明事務</u>	申請書の写し
事 務 の 区 分	関 係 書 類																										
1 略	略																										
2 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「警察手数料条例」という。）に規定する手数料に係る事務 (1)～(9) 略	略																										
(10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく事務	申請書の写し又は届出書の写し																										
<u>(11) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく事務</u>	<u>届出書の写し又は申請書の写し</u>																										
<u>(12) 遺失届出証明・盗難届出証明事務</u>	申請書の写し																										
<u>(13) 犯罪経歴証明事務</u>	申請書の写し																										
事 務 の 区 分	関 係 書 類																										
1 略	略																										
2 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「警察手数料条例」という。）に規定する手数料に係る事務 (1)～(9) 略	略																										
(10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく事務	申請書の写し又は届出書の写し																										
<u>(11) 遺失届出証明・盗難届出証明事務</u>	申請書の写し																										
<u>(12) 犯罪経歴証明事務</u>	申請書の写し																										

手数料等徴収事務	取扱所属長	所管課長
1～10 略		
11 警察手数料条例別表第10に規定する自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく事務の手数料の徴収事務	警察署長	交通企画課長
12 警察手数料条例別表第11に規定する探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく事務の手数料の徴収事務	警察署長	生活安全企画課長
13 警察手数料条例別表第12に規定する手数料のうち次に掲げるものの徴収事務 (1) 遺失届出証明手数料 (2) 盗難届出証明手数料 (3) 犯罪経歴証明手数料	警察署長 警察署長 鑑識課長	会計課長 捜査第一課長 鑑識課長

(証紙の収納報告)

第6条 略

2 略

3 所管課長は、前項の証紙収納簿に基づいて毎月の証紙の収納の状況を種目別に県規則第17条第3項の証紙収納報告書により、翌月7日までに香川県警察本部警務部会計課長に送付しなければならない。

4 前項の規定により証紙収納報告書の送付を受けた香川県警察本部警務部会計課長は、これを取りまとめの上、当該月の10日までに会計管理者に提出しなければならない。

手数料等徴収事務	取扱所属長	所管課長
1～10 略		
11 警察手数料条例別表第10に規定する自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく事務の手数料の徴収事務	警察署長	交通企画課長
12 警察手数料条例別表第11に規定する手数料のうち次に掲げるものの徴収事務 (1) 遺失届出証明手数料 (2) 盗難届出証明手数料 (3) 犯罪経歴証明手数料	警察署長 警察署長 鑑識課長	会計課長 捜査第一課長 鑑識課長

(証紙の収納報告)

第6条 取扱所属長は、毎月の証紙の収納の状況を種目別に県規則第17条第1項の証紙収納報告書により翌月5日までに所管課長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた所管課長は、当該報告のあった証紙の収納の状況を種目別にその課の証紙収納簿に記載の上、検印し、収納状況を把握しなければならない。

3 所管課長は、前項の証紙収納簿に基づいて毎月の証紙の収納の状況を種目別に県規則第17条第3項の証紙収納報告書により、翌月7日までに警察本部警務部会計課長に送付しなければならない。

4 前項の規定により証紙収納報告書の送付を受けた会計課長は、これを取りまとめの上、当該月の10日までに出納長に提出しなければならない。



別記様式第7号 (第2条関係)

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日

香川県警察本部長 殿

住 所  
氏 名

納 付 書

下記の金額を納付する。

¥

手 数 料 の 区 分	技 能 検 定 員 審 査 手 数 料	免許種別	大型・中型・普通・特定第一種 (大特・大自二・普自二・ <sup>引</sup> 牽引)・ 第二種 (大型・中型・普通)			
		審 査 免 除 細 目	減 じ る 金 額			
			大型・中型	普通	特定第一種	第二種
		免除なし				
		自動車の運転技能 ①				
		観察及び採点技能 ②				
		教則の内容事項 ③				
		教習所関係法令知識 ④				
		技能検定実施知識 ⑤				
		技能評価方法知識 ⑥				
		運送事業等関係法令 ⑦				
		①及び②のいずれも免除				
		③及び④のいずれも免除				
		減 じ る 金 額 の 合 計				
		資 格 者 証 交 付 手 数 料				

備考 1 手数料の区分欄は、該当文字を○で囲むこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7号 (第2条関係)

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日

香川県警察本部長 殿

住 所  
氏 名

納 付 書

下記の金額を納付する。

¥

手 数 料 の 区 分	審 査 手 数 料	区分	技能検定員			教習指導員			
		種別	特定一種 (大型・大特・大自二・普自二・ <sup>引</sup> 牽引)・普通・二種 (大型・普通)			特定一種 (大型・大特・大自二・普自二・ <sup>引</sup> 牽引)・普通・二種 (大型・普通)			
		審 査 免 除 細 目	減 じ る 金 額			審 査 免 除 細 目	減 じ る 金 額		
			特種	普通	二種		特種	普通	二種
		免除なし							
		自動車の運転技能 ①							
		観察力及び採点技能 ②							
		教則の内容事項 ③							
		教習所関係法令知識 ④							
		技能検定実施知識 ⑤							
		技能評価方法知識 ⑥							
		運送事業等関係法令 ⑦							
		①及び②のいずれも免除							
		③及び④のいずれも免除							
		減 じ る 金 額 計							
		資 格 者 証 交 付 手 数 料							

備考 1 区分、種別及び手数料の区分欄は、該当文字等を○で囲むこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7号の2 (第2条関係)

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日

香川県警察本部長 殿

住 所  
氏 名

納 付 書

下記の金額を納付する。

¥

手 数 料 の 区 分	教 習 指 導 員 審 査 手 数 料	免許種別	減 じ る 金 額			
		審査免除細目	大型・中型	普通	特定第一種	第二種
		大型・中型・普通・特定第一種(大特・大自二・普自二・ <sup>特</sup> 牽引)・ 第二種(大型・中型・普通)				
		免除なし				
		自動車の運転技能 ①				
		技能教習の技能 ②				
		学科教習の技能 ③				
		教則の内容事項 ④				
		教習所関係法令知識 ⑤				
		教育知識 ⑥				
		運送事業等関係法令 ⑦				
		①及び②のいずれも免除				
		④及び⑤のいずれも免除				
		減 じ る 金 額 の 合 計				
		資格者証交付手数料				

備考 1 手数料の区分欄は、該当文字を○で囲むこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7号の3 (第2条関係)

証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日		
香川県警察本部長 殿		
		住 所 氏 名
納 付 書		
下記の金額を納付する。		
手数料の区分	運転経歴証明書交付手数料	円

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7号の2 (第2条関係)

証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日		
香川県警察本部長 殿		
		住 所 氏 名
納 付 書		
下記の金額を納付する。		
手数料の区分	運転経歴証明書交付手数料	円

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第10号 (第2条関係)

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日

香川県警察本部長 殿

住 所  
氏 名

納 付 書

下記の金額を納付する。

手数料の 区 分	運 転 免 許 取 得 時 講 習 手 数 料	講 習 の 種 類	金 額	受 講 場 所
		大型車・中型車講習	円	
普通車講習	円			
大型二輪車講習	円			
普通二輪車講習	円			
応急救護処置講習(一)	円			
応急救護処置講習(二)	円			
原付講習	円			
旅客車講習	円			

備考 1 手数料の区分欄は、該当する講習を○で囲むこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第10号 (第2条関係)

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日

香川県警察本部長 殿

住 所  
氏 名

納 付 書

下記の金額を納付する。

手数料の 区 分	運 転 免 許 取 得 時 講 習 手 数 料	講 習 の 種 類	金 額	受 講 場 所
		普通車講習	円	
大型二輪車講習	円			
普通二輪車講習	円			
応急救護処置講習 (普通・大型二輪・普通二輪)	円			
応急救護処置講習 (大型第二種・普通第二種)	円			
原付講習	円			
旅客車講習	円			

備考 1 手数料の区分欄は、該当する講習を○で囲むこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

この規程中第6条の改正規定は平成19年4月1日から、第2条及び第3条の改正規定は同年6月1日から、その他の改正規定は同月2日から施行する。